

粗大ごみ申し込みに関する事項

(申込について)

- ・申し込みする粗大ごみは、本人または、家族の粗大ごみです。
- ・粗大ごみとして出す品物は、1辺の長さがおおむね50cm以上2m以下の家具類や電化製品などです。
- ・事業活動に伴って出るごみではありません。
- ・注意事項について理解し、粗大ごみを排出する際は市に協力いたします。

【注意事項】

- ・申し込みされた品物以外は収集できません。別の品物を出したい場合には再度申し込みをしてください。
- ・品目リストに記載がないものを出す場合には電話で申し込んでください。

(収集について)

- ・朝8時までには申込時に確認した場所へ出してください。
- ・収集の時間指定はできません。
- ・立ち合いは不要です。
- ・収集職員は家や庭の中までは入りません。
- ・建物の敷地の道路側に出すようにしてください。
- ・お申込み完了のメールに記載したURLから貼り付け用紙を印刷し必要事項を記入した用紙か、受付番号・品目を書いた紙を1枚ずつ処分する品物に貼ってください。
- ・通行の妨げになったり、出したものが倒壊したりしないよう、また、収集職員が安全に収集できるように整理して出してください。

(手数料)

- ・生活保護を受給されている方については、事前に担当のケースワーカーにご相談ください。